一般競争入札に関する公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年１１月５日

支出負担行為担当官

岐阜労働局総務部長　　西原　直人

１　競争入札に付する事項

（１）件名

令和８～１２年度　岐阜労働局業務用自動車賃貸借業務一式（大垣署・八幡署）

（２）調達内容

入札説明書及び仕様書のとおり

（３）契約期間

契約日から令和１３年３月３１日まで

（４）賃貸借期間

令和９年４月１日から令和１３年３月３１日まで

（５）入札方法

本件は、価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札とする。

入札者は業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した額（円未満の端数切り捨て）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（６）政府電子調達システム（GEPS）（以下「電子調達システム」という。）の利用

本案件は、電子調達システムで行うことを原則とするが、電子調達システムにより難い者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り、紙入札方式によることができる。

２　競争参加資格

（１）予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

（３）令和 07・08・09 年度厚生労働省競争参加資格（全省統一資格）が、東海・北陸地域において、「役務の提供等」で、A、B、C 又はD 等級に格付けされている者であること。

（４）次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近２年間（オ及びカについては２保険年度）の保険料について滞納がないこと。

ア　厚生年金保険　　イ　健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）　　ウ　船員保険

エ　国民年金　　オ　労働者災害補償保険　　カ　雇用保険

（５）資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

（６）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

（７）厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（８）過去１年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。

（９）過去１年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

３　契約条項を示す場所等

（１）入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先等

〒500-8723　岐阜市金竜町５丁目 13 番地　岐阜合同庁舎３階

岐阜労働局総務部総務課会計第１係

電話：058-245-8101　内線 122

（２）入札説明書の交付方法

上記（１）の交付場所又は岐阜労働局ホームページにおいてダウンロードが可能である。

（３）入札説明書の交付期間

令和８年１１月５日（木）から令和８年１１月１９日（木）　17 時 00 分まで

（４）入札説明会

本入札に係る説明会は随時実施する

（５）入札参加申込書等の受領期限及び提出場所

令和８年１１月２５日（水）　正午まで　（１）の場所

（６）入札書等の受領期限及び提出場所

令和８年１１月２６日（木）　正午まで　（１）の場所

（７）開札の日時及び場所

令和８年１１月２６日（木）　13 時 00 分　（１）の場所

４　その他

（１）契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

（２）入札保証金及び契約保証金　免除

（３）入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類及び暴力団等に該当しない旨の誓約書を、指定する期日までに提出しなければならない。

入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

（４）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書等、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書等、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書等は無効とする。

また、（３）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

（５）契約書作成の要否　要

なお、契約書の締結は、電子契約によることを原則とするが、格別の事情がある者は、支出負担行為担当官に書面による申請のうえ、紙による契約書を締結することができる。

（６）落札者の決定方法

次の各要件に該当する者のうち、入札説明書に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

ア　入札価格が、予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

イ　入札者が提出した性能等証明書が、岐阜労働局による審査の結果合格したものであること。

（７）契約関係書類

担当者等から提出される見積書や入札書、請求書等の契約手続きに必要となる書類（以下「契約関係書類」という。）については、事業者としての決定であること。

押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があり得ること。

（８）その他

詳細は入札説明書による。

以上公告する。

入　札　説　明　書

令和８～１２年度
岐阜労働局
業務用自動車賃貸借業務一式
（大垣署・八幡署）

厚　生　労　働　省
岐　阜　労　働　局

入 札 説 明 書 等 受 領 書

入札関係の書類をホームページからダウンロードした場合には、本票の下記太枠にご記入のうえ、メール又は郵送にてご提出ください。

ご提出がない場合、仕様の変更や他の参加予定業者様からの質問への回答等、各種のご連絡ができないおそれがあります。

漏れの無いよう、必ずご送付いただきますよう、よろしくお願いします。

岐阜労働局 総務部 総務課 会計第1係 奥村 あて
gifukyoku-kaikei122@mhlw.go.jp
〒500-8723 岐阜市金竜町5丁目13番地 合同庁舎3階
（Tel:058-245-8101）

入札案件名	令和８～１２年度 岐阜労働局業務用自動車賃貸借業務一式（大垣署・八幡署）	
入札説明書受領日 （ダウンロード日）	令和　　年　　月　　日	
事業所名		
事業所所在地		
担当者名		
電話番号		
メールアドレス		
入札参加方式	□　電子調達システム	□　紙入札
備考		

※　本受領書は、仕様の変更や質疑等に関する回答を行う場合等、連絡先の確認のために使用します。

※　本票を提出した後、入札参加を辞退する場合は、特に手続きは必要ありませんが、後日辞退の理由をお伺いする場合があります。

岐阜労働局の一般競争入札に係る入札公告（令和８年１１月５日付け）に基づく入札等については、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　契約担当官等

支出負担行為担当官　岐阜労働局　総務部長　西原　直人

２　調達内容

（１）件　名

「令和８～１２年度　岐阜労働局業務用自動車賃貸借業務一式（大垣署・八幡署)」

（２）仕　様

仕様書による。

（３）契約期間

契約日から令和１３年３月３１日まで

（４）賃貸借期間

令和９年４月１日から令和１３年３月３１日

（５）履行場所

支出負担行為担当官が指定する場所

（６）入札方法

本件は、価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式での入札とする。

ア　入札者は、仕様書に定める業務の履行に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。

イ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ　本契約の落札者決定に当たっては、入札価格及び応札車両の環境性能を総合的に評価し、その結果、最も優れた提案をした者を落札者とする「総合評価落札方式」を採用する。これに伴い、本入札への参加を希望する者は、「自動車の性能に関する審査要領」【様式８】を熟読の上、「性能等証明書」【様式９】を作成し、応札車両の性能、主要諸元等が確認できる資料を添えて、入札参加申込書等提出時（令和８年１１月２５日（水）正午まで）に岐阜労働局総務部総務課会計第１係あてに提出することとする。

（７）入札方式

本件は、政府電子調達システム（GEPS）（以下「電子調達システム」という。）にて執行することを原則とするが、特段の事情がある者は、「電子入札案件の紙入札方式による参加について」【様式５】よる申請のうえ、紙入札方式により参加することができる。

（８）入札保証金及び契約保証金

免除

3　競争参加資格

（1）予決令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（2）予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

（3）令和 07・08・09 年度厚生労働省競争参加資格（全省統一資格）が、東海・北陸地域において、「役務の提供等」で、A、B、C 又は D 等級に格付けされている者であること。

（4）次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近２年間（オ及びカについては２保険年度）の保険料について滞納がないこと。

ア　厚生年金保険

イ　健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

ウ　船員保険

エ　国民年金

オ　労働者災害補償保険

カ　雇用保険

※　各保険料のうち、オ及びカについては、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合であっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

（5）資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

（6）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

（7）厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（8）過去１年以内に厚生労働省所管法令違反により、行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。

※　労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

（9）過去１年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

4　入札参加申込書等の提出等

この入札に参加する者は、次に従い、提出期限までに書類を提出すること。

（1）提出書類

ア　入札参加申込書【様式１】

イ　３（３）の競争参加資格審査結果通知書（写）

ウ　競争参加資格等に係る申告書【様式２】

エ　電子入札案件の紙入札方式による参加について【様式５】（紙入札による入札参加者のみ）

オ　会社履歴書又はこれに類する書類（例：会社概要、パンフレット）

カ　誓約書【様式７】

キ　性能等証明書【様式９】及び確認資料

（２）提出期限

令和８年　１１月　２５日（水）　正午

（３）提出場所

〒500-8723

岐阜市金竜町５丁目 13 番地　岐阜合同庁舎３階

岐阜労働局　総務部　総務課　会計第１係

電　話：058-245-8101

（４）提出方法

持参、郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）又は電子調達システムにより提出すること。

（５）提出するに当たっての注意事項

ア　開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

イ　提出された書類は、その事由の如何にかかわらず、変更または取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

ウ　虚偽の記載をした書類は、無効とするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

５　入札に関する質問

当該入札に関する質問がある場合には、次に従い、書類を提出すること。

（１）提出書類

質問書【様式６】

（２）提出期限

令和８年１１月２０日（金）　17 時 00 分

（３）提出方法

４（３）の場所に持参、郵送又はメールにより提出すること。

（４）質問に対する回答は、「入札説明書等受領書」を提出したすべての者に対して、**令和８年１１月２４日（水）17 時 00 分**までにメール等により回答するものとする。

６　入札書の提出場所等

本件入札は電子調達システムにより行う。入札は、システムに定める手続きに従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。

なお、紙による入札の参加を希望する場合は、上記４（２）までに【様式５】を提出すること。

入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（１）電子調達システムによる場合

ア　入札書の提出期限

令和８年１１月２６日（木）　正午

（通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、余裕をもって行うものとする。）

イ　入札書の提出方法

電子調達システムにより、入札金額を送信すること。あわせて、１台あたりの月額（税抜）を記載した内訳書を任意様式にて作成し、電子調達システムの「内訳書」として送信すること。

（２）紙による場合

ア　入札書の受領期限

令和８年１１月２６日（木）　正午

（郵送の場合は受領期限の前日までに到着するように送付し、かつ、受領の確認をする必要がある。）

イ　入札書の提出場所

上記４（３）に準ずる。

ウ　入札書の提出方法

入札書を【様式３】の様式にて作成し、イの場所に持参又は郵送すること。

直接に提出する場合は封筒に入れ、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官　岐阜労働局総務部長殿）及び「**令和８年１１月２６日**開札〔令和８～１２年度　岐阜労働局業務用自動車賃貸借業務一式（**大垣署・八幡署**）〕の入札書在中」と朱書きしなければならない。

郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「**令和８年１１月２６日**開札〔令和８～１２年度　岐阜労働局業務用自動車賃貸借業務一式（**大垣署・八幡署**）〕の入札書在中」の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記４（３）あてに入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ＦＡＸ、電話その他の方法による入札は認めない。

（３）入札の無効

次のいずれかの一に該当する入札は無効とする。

ア　入札者が同一事項に対し、２以上の入札を行ったとき

イ　入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理人を兼ねたとき

ウ　入札に関し、談合等の不正行為があったとき

エ　入札書の記載事項の確認ができないとき

オ　入札書に記名がないとき（ただし、紙入札の場合のみ。）

カ　入札書の入札価格に錯誤があったとき（ただし、入札者に重大な過失があった場合を除く。）

キ　入札参加資格を有しない者が入札したとき

ク　入札に参加した者が、誓約書【様式７】を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったとき

ケ　その他入札説明書の条項に違反したとき

（４）入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

（５）代理人による入札

ア　代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。また、技術資料の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了させておくこと。

なお、電子調達システムによる入札においては、復代理人による応札は認めない。

イ　代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入（外国人の署名を含む。）しておくとともに、入札書提出時に委任状【様式４】を提出しなければならない。

ウ　委任状の日付は、提出日を記入すること。

エ　入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

７　開札

（１）開札の日時及び場所

日　時：**令和８年１１月２６日（木）　13 時 00 分**

場　所：岐阜労働局総務部総務課会計第１係

（２）電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

（３）紙による入札の場合

開札は、入札者又はその代理人は立ち会わず、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

（４）再度入札等の取扱

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、予決令第 82 条の規定による再度入札又は予決令第 92 条の規定による再度公告入札若しくは予決令第 99 条の２の規定による随意契約を行うことがある。

なお、予決令第 82 条の規定による再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。

また、電子調達システムにおいては、再度入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

８　落札者の決定方法

価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式での入札とする。

（１）本入札説明書６に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書３の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、「自動車の性能に関する審査要領」【様式８】に規定する「総合評価点の計算方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべきものが次に該当する場合は、予定価格の制限の範囲内をもって申し込みをした他の者のうち、最も高い評価点をもって申し込みをした者を落札者とすることがある。ま

た、次の場合は、入札者は事後の事情聴取及び関係資料等の提示について協力しなければいけない。

① 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合（低入札価格調査基準額を下回った入札があった場合に開札執行者は、入札を「保留」とし、予決令第 86 条に規定する調査（契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについて）を実施した上で落札者を決定し、後日入札者に通知する。）

② その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められる場合。

（2）落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子調達システムにおいて「電子くじ」を実施し、落札者を決定するものとする。紙による入札者等又はその代理人等は、紙で入札書を提出する際に、電子くじ番号（任意の３桁の数字）を併せて記載するものとする。

（3）落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称)及び金額を口頭及び電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。

9 その他

（1）契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（2）契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書の締結は、電子契約によることを原則とするが、格別の事情がある者は、「紙による契約書を締結することについて」【様式１０】による申請のうえ、紙による契約書を締結することができる。

ただし、入札参加申込み時に４（１）エ「電子入札案件の紙入札方式による参加について」【様式５】を提出している者は、【様式１０】を要することなく紙による契約書の締結を可能とする。

なお、紙による契約書を締結する者は、次の「ウ」～「オ」によることとする。

ウ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

エ 上記ウの場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

オ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

（3）支払条件

契約書（案）に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に契約金額を支払う。

（4）入札説明会

本入札に係る説明会は随時実施する。

（５）契約関係書類

ア　担当者等から提出される見積書や入札書、請求書の契約手続に必要となる書類（以下「契約関係書類」という。）については、事業者としての決定であること。

イ　押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があり得ること。

（６）人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

１０　電子調達システムの障害発生時及び操作等について

電子調達システムの利用方法のほか、障害が発生した場合や操作等に疑問点がある場合は、下記ホームページ及びヘルプデスクに確認すること。ただし、申請書類、応札の締切時間が切迫しているなど、緊急を要する場合には、前記４（３）に連絡すること。

政府電子調達(GEPS)　https://www.p-portal.go.jp

ヘルプデスク　電　話　：　0570-000-683

書　式　等

様式１　　入札参加申込書
様式２　　競争参加資格等に係る申告書
様式３　　入札書
様式４　　委任状
様式５　　電子入札案件の紙入札方式による参加について
様式６　　質問書
様式７　　誓約書
様式８　　自動車の性能に関する審査要領
様式９　　性能等証明書
様式１０　紙による契約書を締結することについて

様式１

入 札 参 加 申 込 書

下記の調達案件に係る一般競争入札の参加について、会計法令、入札説明書を承諾のうえ入札参加を申し込みます。

また、当社が落札した際は、岐阜労働局との契約に支障が生じないよう、貴殿が指定する内容を履行することが可能であること及び入札公告にある入札参加者に必要な資格を有することを証明します。

記

１　調達案件名：「令和８～１２年度　岐阜労働局業務用自動車賃貸借業務一式（大垣署・八幡署)」

２　開　札　日：**令和８年１１月２６日**

３　提出書類

☐ 入札参加申込書【様式１】
☐ 競争参加資格審査結果通知書（写）
☐ 競争参加資格等に係る申告書【様式２】
☐ 電子入札案件の紙入札方式による参加について【様式５】（紙入札による入札参加者のみ）
☐ 会社履歴書又はこれに類する書類（例：会社概要、パンフレット）
☐ 誓約書【様式７】
☐ 性能等証明書【様式９】及び確認資料

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長 殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

様式２

競争参加資格等に係る申告書

下記内容について申告いたします。

なお、この申告書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

記

（１） 予算決算及び会計令第 70 条及び 71 条の規定（裏面参照）に該当しないこと。

（２） 直近２年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの)、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近２保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないこと。

また、当該保険料の納付事実を確認するための関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約する。

（３） 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないこと。

（４） 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められること。

（５） 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

（６） 過去１年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。

（７） 事業の実施に当たっては、各種法令を遵守すること。

（８） 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。

（９） 前記（５）から（８）について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長 殿

住　　所
商号又は名称
代表者職氏名

様式２裏面

予算決算及び会計令第 70 条及び 71 条

一般競争参加者の資格

（一般競争に参加させることができない者）

第 70 条　契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき 会計法第 29 条の３第１項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

１　当該契約を締結する能力を有しない者

２　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

３　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 （平成３年法律第 77 号）第 32 条第１項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第 71 条　契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について３年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

１　契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

２　公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

３　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

４　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

５　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

６　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

７　この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第２項　契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

様式３

入　札　書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長　殿

住　　所
商号又は名称
代表者職氏名

代 理 人 氏 名

下記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾の上、入札します。

記

件名　：　令和８～１２年度　岐阜労働局業務用自動車賃貸借業務一式（大垣署・八幡署署）

￥　　．－

月　額（※1）		台　数		月　数
円	×	１台 （小型貨物車）	×	48　月
円		１台 （小型乗用車）		48　月

電子くじ番号

※３ケタの電子くじ番号（000～999）を記入

※　１）１台／月あたりの金額（税抜）を記載し、月額×台数×月数の合計額を入札金額に記載すること。
※　２）代理人が入札書を持参して入札する場合は、代理人の記名及び委任状【様式４】が必要。

様式４

委　任　状

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長　殿

住　　所
商号又は名称
代表者職氏名

私は、（代理人氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　を代理人と定め、下記事項の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

（委任事項）件名：令和８～１２年度　岐阜労働局業務用自動車賃貸借業務一式（大垣署・八幡署）

※　代理人が入札書を持参して入札する場合は、代理人の記名が必要。

様式５

電子入札案件の紙入札方式による参加について

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長　殿

住　　所
商号又は名称
代表者職氏名

貴局発注の下記入札案件について、政府電子調達システム(GEPS)を利用して参加できないので、紙入札方式による参加をします。

記

１　入札案件名
「令和８～１２年度　岐阜労働局業務用自動車賃貸借業務一式（大垣署・八幡署)」

２　政府電子調達システム(GEPS)での参加ができない理由

（　　）電子調達システムで参加する手続きが完了していないため

（　　）その他　(具体的に記入)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　電子入札への対応予定時期

（　　）令和　　年　　月頃

（　　）その他　(具体的に記入)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式６

質　問　書

令和　　年　　月　　日

件　　名：　**令和８～１２年度　岐阜労働局業務用自動車賃貸借業務一式（大垣署・八幡署）**

提出期限：　**令和８年１１月２０日（金）　１７時００分**

事業所名		担当者	
電話番号		メールアドレス	

質問内容

※　質問がある場合のみ提出すること。

様式７

誓　　約　　書

□　私

□　当社

は、下記１及び下記２のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）暴力的な要求行為を行う者

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

（５）その他前各号に準ずる行為を行う者

令和　　年　　月　　日

住　　所

商号又は名称

代表者氏名

※　個人の場合は生年月日を記載すること。

※　法人の場合は役員の氏名及び生年月日を裏面に記載又は任意の様式により添付すること。

様式７裏面

役　員　等　名　簿

令和　　年　　月　　日現在

役　職　名	(フ　リ　ガ　ナ) 氏　　名	生　年　月　日

※　必要事項が記載されていれば、任意様式でも可

様式８

自動車の性能に関する審査要領

１　落札方式

次の要件を満たしている者のうち、２によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が予定価格の範囲内であること。

②　納入しようとする自動車が仕様書に定める要求要件をすべて満たしていること。

２　総合評価点の計算方法

①　総合評価点＝環境性能（燃費値）に対する得点÷入札価格に対する得点とする。

※総合評価点は、小数点第４位（第５位切り捨て）とする。

②　①の「環境性能（燃費値）に対する得点」は、仕様書に記載された要求要件を全て満たしている場合には、標準点（100 点）を与え、さらに、環境性能（燃費値）について、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年５月 31 日法律第 100 号)」第６条による「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和７年１月)」の「自動車」の基準における燃費基準値を上回る部分について環境性能の評価に応じ得点（加算点）を与える。

加算点は、40 点を満点とし、入札者が納品しようとする自動車の環境性能が、燃費目標値（燃費基準値の２倍）と燃費基準値の間のどの位置にあるのかをもって評価する。具体的には、以下のとおりとする。

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$$

これを踏まえた本入札に係る加算点の算定方法は以下のとおりとする。

$$\text{加算点} = 40 \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費基準値}}$$

つまり、「環境性能（燃費値）に対する得点」は、以下で算出することとなる。

「環境性能（燃費値）に対する得点」＝

【仕様書　小型貨物車①】（　100　＋　加算点　）　×　１　台

【仕様書　小型乗用車②】（　100　＋　加算点　）　×　１　台

※得点の最終計算結果で小数点第１位（第２位四捨五入）とする。

③　①の「入札価格に対する得点」は入札価格を１万円で除して得た値とする。

３　自動車の燃費値の算定方法

①　評価するすべての自動車がWLTCモードによる燃費表示を行っている場合（JC08モードによる燃費表示をともに行っている場合を含む。）であって、かつ、比較する全ての自動車のWLTC燃費値が当該自動車の車両重量区分の「燃費基準値」を満たす場合は、WLTC燃費値により評価するものとする。

②　上記①以外の場合は、JC08燃費値を優先するものとする。（WLTC燃費値のみ表示している車両に限ってWLTC燃費値により評価）。

様式１０

紙による契約書を締結することについて

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長　殿

住　　所
商号又は名称
代表者職氏名

貴局発注の下記入札案件について、政府電子調達システム(GEPS)を利用して契約書の締結を電子契約によることができないことから、　紙による契約書を締結します。

記

１　入札案件名

令和８～１２年度　岐阜労働局業務用自動車賃貸借業務一式（大垣署・八幡署）

２　政府電子調達システム(GEPS)による電子契約を締結できない理由

（　　）（具体的に記入）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　電子契約への対応予定時期

（　　）令和　　年　　月頃
（　　）その他（具体的に記入）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　本様式については、入札を電子により応札し、かつ、落札した者が、紙による契約書の締結を申請する場合に提出してください。

様式９

令和8～１2年度　岐阜労働局業務用自動車賃貸借業務一式（大垣署・八幡署）に係る性能等証明書

令和　　年　　月　　日

住所
商号又は名称
代表者氏名

「令和8～１2年度　岐阜労働局業務用自動車賃貸借業務一式（大垣署・八幡署）」に係る入札について、下記のとおり相違ないことを証明します。

1　仕様書の適合性

小型貨物車		仕様	適否	備考
年　　式		新車	適 ・ 否	
原　動　機		ハイブリッド車	適 ・ 否	
駆 動 方 式		ＦＦ	適 ・ 否	
台　　数		1台	適 ・ 否	
総 排 気 量		1,100cc～1,500cc	適 ・ 否	
車 両 重 量		1,000～1,300kg	適 ・ 否	
全　　長		4,700mm以内	適 ・ 否	
全　　幅		1,700mm以内	適 ・ 否	
全　　高		1,650mm以内	適 ・ 否	
荷　　室		分割可倒式リアシート	適 ・ 否	
乗 車 定 員		2/５名	適 ・ 否	
ボディタイプ		ハッチバック	適 ・ 否	
トランスミッション		４速オートマチック以上又はCVT(無段変速オートマチック)、もしくは電気式無段変速機	適 ・ 否	
使 用 燃 料		無鉛レギュラーガソリン	適 ・ 否	
車 体 の 色		シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの	適 ・ 否	
環境性能	排ガス性能	平成30年排出ガス規制50%低減レベル以上適合車	適 ・ 否	
	燃費性能	2030年度燃費基準達成車	適 ・ 否	
装備	エアバックシステム	運転席及び助手席	適 ・ 否	
	アンチロックブレーキ	全車に装備	適 ・ 否	
	ETC車載器	ETC2.0　ナビ連動　ビルトインタイプ（セットアップ作業の実施を含む）	適 ・ 否	
	空調	オート又はマニュアルエアコン	適 ・ 否	
	カーナビゲーション	ディスプレイ７型以上、セットアップ作業を実施を含む　ＴＶ機能無し	適 ・ 否	
	AM／FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可	適 ・ 否	
	モニター	バックモニター及びソナー機能又は全方位モニター	適 ・ 否	
	ドライブレコーダー	撮影範囲１１７度以上、フルＨＤ　ＨＤＲ機能　走行中は常時録画できること	適 ・ 否	
	パワーウインドウ	最低でも運転席側に装備していること	適 ・ 否	
	キーレスエントリー	スマートキーでなくても可	適 ・ 否	
	フロアマット	前席、後席分（ゴム製でないもの）	適 ・ 否	
	ガラス	リヤドア・バックドア（リヤクォーター含む）がプライバシーガラスであること。プライバシーガラスがない場合は、透過率が同程度のカーフィルムを貼ること（施工含む）	適 ・ 否	
	リヤワイパー	リバース連動機能付き	適 ・ 否	
	付属品等	サイドバイザー、スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具	適 ・ 否	
冬期	スタッドレスタイヤ装着	夏タイヤの他にホイール装着済のスタッドレスタイヤを４本用意すること。シーズン毎の交換及びシーズンオフの保管については受注業者で行うこと。	適 ・ 否	
安 全 装 備		安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること	適 ・ 否	

自動車保険		仕様	適否	備考
加入対象台数		5台	適 ・ 否	
補償内容	対人賠償保険	（１名につき） 無制限（免責なし）	適 ・ 否	
	対物賠償保険	（１件につき） 無制限（免責なし）	適 ・ 否	
	車両保険（一般型）	リース車両を補償できる額（免責なし）	適 ・ 否	
	人身傷害保険	（搭乗中のみ）1名につき3,000万円以上	適 ・ 否	
特約 その他		対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること	適 ・ 否	
		運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること	適 ・ 否	
		弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること	適 ・ 否	
		年齢制限なし、運転者を職員（公務中のみ）に限定する	適 ・ 否	
		仕様書記載以外の自動付帯特約を不担保とすることは不可である	適 ・ 否	
		保険を使用しない場合における示談交渉等の専門情報の提供及び助言並び事故受付対応を行うこと	適 ・ 否	
		加害事故のほか、自損及び被害事故についても別途定める様式により速やかに事故報告書を作成し、事故当事者が所属する労働局に提出すること	適 ・ 否	

業務内容等	仕様	適否	備考
賃貸借期間	賃貸借期間は、令和９年４月１日（予定）から令和１３年３月31日までの48月とする	適 ・ 否	
納車場所	仕様書【別紙２】のとおり	適 ・ 否	
納車計画	事業所・整備工場等一覧表（仕様書【別紙４】）を作成し、労働局に納入される車両の安全な運行を確保するために必要な体制（整備工場等）を構築すること	適 ・ 否	
納車の対応	賃貸借期間の開始日から７日以内（4月1日契約の場合は4月7日）に車両登録等の手続を行うとともに、労働局職員と納車日等について調整を行い、指定の場所に納車すること なお、賃貸借開始日から７日以内の納車が難しい場合は、受託者の負担により納車までの期間、代車対応（レンタカー等を含む）を行うこと。	適 ・ 否	
車両の運用等	仕様書５（３）～（８）のとおり運用等を行うこと	適 ・ 否	

業務実施体制等	仕様	適否	備考
実施体制	本業務の実施に当たっては、統括管理者を1名おくこと。統括管理者は、本業務全体を統括し、必要な意思決定を行い、他の事業所の業務を把握し、進捗管理、他の事業所への指導等を行うこと。また、労働局との連絡調整等を担当すること。	適 ・ 否	
管理体制	本業務の「作業計画書」（仕様書【別紙５】）を作成し、労働局に提出すること。	適 ・ 否	
定例会議	作業の進捗状況等を報告するため、労働局の担当職員との会議を定期的に行うこと。また、当該会議の開催を、仕様書６（２）の「作業計画書」に記載すること。	適 ・ 否	

その他	仕様	適否	備考
自動車維持に係る費用	自動車の維持に係る費用（仕様書【別紙６】）については、リース代金にすべて含めること	適 ・ 否	
配備換え	納車された車両については、他の労働基準監督署及び公共職業安定所等に配備換えを行う可能性があるが、受託者は、配備換え後においても、仕様書に基づき必要な対応を行うこと。	適 ・ 否	
秘密保持	業務遂行上知り得た労働局に関する情報については、漏洩しないこと	適 ・ 否	
疑義等の協議	本仕様に疑義が生じた場合及び細部について協議すべき事項が生じた場合は、速やかに労働局と協議の上、その指示に従うこと	適 ・ 否	

2　自動車性能の適合性

	小型貨物車	労働局審査欄（※１）
車名		
型式		
車両重量		燃費基準値： ㎞/Ｌ
燃費値（JC08）	㎞／Ｌ	
燃費値（WLTC）	㎞／Ｌ	

※１　審査欄は記入しないこと

※以下労働局使用欄のため記入不要

「環境性能（燃費値）に対する得点」＝

$$\left(100 + 40 \times \frac{\text{提案車の燃費値}\ (\quad) - \text{燃費基準値}\ (\quad)}{\text{燃費基準値}\ (\quad)}\right) \times 1\text{台} =$$

（小数点第１位（第２位四捨五入））

様式９

令和８～１２年度　岐阜労働局業務用自動車賃貸借業務一式（大垣署・八幡署）に係る性能等証明書

令和　　年　　月　　日

住所
商号又は名称
代表者氏名

「令和８～１２年度　岐阜労働局業務用自動車賃貸借業務一式（大垣署・八幡署）」に係る入札について、下記のとおり相違ないことを証明します。

１　仕様書の適合性

小型乗用車（SUV型）		仕様	適否	備考
年　　式		新車	適 ・ 否	
原　動　機		ハイブリッド車	適 ・ 否	
駆 動 方 式		FF	適 ・ 否	
台　　数		１台	適 ・ 否	
総 排 気 量		1,100cc～1,500cc	適 ・ 否	
車 両 重 量		1,000～1,300kg	適 ・ 否	
全　　長		4,700mm以内	適 ・ 否	
全　　幅		1,700mm以内	適 ・ 否	
全　　高		1,650mm以内	適 ・ 否	
荷　　室		分割可倒式リアシート	適 ・ 否	
乗 車 定 員		１名	適 ・ 否	
ボディタイプ		ハッチバック	適 ・ 否	
トランスミッション		４速オートマチック以上又はCVT(無段変速オートマチック)、もしくは電気式無段変速機	適 ・ 否	
使 用 燃 料		無鉛レギュラーガソリン	適 ・ 否	
車 体 の 色		シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの	適 ・ 否	
環境性能	排ガス性能	平成30年排出ガス規制50%低減レベル以上適合車	適 ・ 否	
	燃費性能	2030年度燃費基準達成車	適 ・ 否	
装備	エアバックシステム	運転席及び助手席	適 ・ 否	
	アンチロックブレーキ	全車に装備	適 ・ 否	
	ETC車載器	ETC2.0　ナビ連動　ビルトインタイプ（セットアップ作業の実施を含む）	適 ・ 否	
	空調	オート又はマニュアルエアコン	適 ・ 否	
	カーナビゲーション	ディスプレイ７型以上、セットアップ作業を実施を含む　ＴＶ機能無し	適 ・ 否	
	AM／FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可	適 ・ 否	
	モニター	バックモニター及びソナー機能又は全方位モニター	適 ・ 否	
	ドライブレコーダー	撮影範囲１１７度以上、フルＨＤ　ＨＤＲ機能　走行中は常時録画できること	適 ・ 否	
	パワーウインドウ	最低でも運転席側に装備していること	適 ・ 否	
	キーレスエントリー	スマートキーでなくても可	適 ・ 否	
	フロアマット	前席、後席分（ゴム製でないもの）	適 ・ 否	
	ガラス	リヤドア・バックドア（リヤクォーター含む）がプライバシーガラスであること。プライバシーガラスがない場合は、透過率が同程度のカーフィルムを貼ること（施工含む）	適 ・ 否	
	リヤワイパー	リバース連動機能付き	適 ・ 否	
	付属品等	サイドバイザー、スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具	適 ・ 否	
冬期	寒冷地仕様	有	適 ・ 否	
	スタッドレスタイヤ装着	夏タイヤの他にホイール装着済のスタッドレスタイヤを４本用意すること。シーズン毎の交換及びシーズンオフの保管については受注業者で行うこと。	適 ・ 否	
安 全 装 備		安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること	適 ・ 否	

自動車保険		仕様	適否	備考
加入対象台数		１台	適 ・ 否	
補償内容	対人賠償保険	（１名につき） 無制限（免責なし）	適 ・ 否	
	対物賠償保険	（１件につき） 無制限（免責なし）	適 ・ 否	
	車両保険（一般型）	リース車両を補償できる額（免責なし）	適 ・ 否	
	人身傷害保険	（搭乗中のみ）1名につき3,000万円以上	適 ・ 否	
特約 その他		対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること	適 ・ 否	
		運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること	適 ・ 否	
		弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること	適 ・ 否	
		年齢制限なし、運転者を職員（公務中のみ）に限定する	適 ・ 否	
		仕様書記載以外の自動付帯特約を不担保とすることは不可である	適 ・ 否	
		保険を使用しない場合における示談交渉等の専門情報の提供及び助言並び事故受付対応を行うこと	適 ・ 否	
		加害事故のほか、自損及び被害事故についても別途定める様式により速やかに事故報告書を作成し、事故当事者が所属する労働局に提出すること	適 ・ 否	

業務内容等	仕様	適否	備考
賃貸借期間	賃貸借期間は、令和9年4月1日（予定）から令和13年３月31日までの48月とする	適 ・ 否	
納車場所	仕様書【別紙２】のとおり	適 ・ 否	
納車計画	事業所・整備工場等一覧表（仕様書【別紙４】）を作成し、労働局に納入される車両の安全な運行を確保するために必要な体制（整備工場等）を構築すること	適 ・ 否	
納車の対応	賃貸借期間の開始日から７日以内（4月1日契約の場合は4月7日）に車両登録等の手続を行うとともに、労働局職員と納車日等について調整を行い、指定の場所に納車すること なお、賃貸借開始日から７日以内の納車が難しい場合は、受託者の負担により納車までの期間、代車対応（レンタカー等を含む）を行うこと。	適 ・ 否	
車両の運用等	仕様書５（３）～（８）のとおり運用等を行うこと	適 ・ 否	

業務実施体制等	仕様	適否	備考
実施体制	本業務の実施に当たっては、統括管理者を1名おくこと。統括管理者は、本業務全体を統括し、必要な意思決定を行い、他の事業所の業務を把握し、進捗管理、他の事業所への指導等を行うこと。また、労働局との連絡調整等を担当すること。	適 ・ 否	
管理体制	本業務の「作業計画書」（仕様書【別紙５】）を作成し、労働局に提出すること。	適 ・ 否	
定例会議	作業の進捗状況等を報告するため、労働局の担当職員との会議を定期的に行うこと。また、当該会議の開催を、仕様書６（２）の「作業計画書」に記載すること。	適 ・ 否	

その他	仕様	適否	備考
自動車維持に係る費用	自動車の維持に係る費用（仕様書【別紙６】）については、リース代金にすべて含めること	適 ・ 否	
配備換え	納車された車両については、他の労働基準監督署及び公共職業安定所等に配備換えを行う可能性があるが、受託者は、配備換え後においても、仕様書に基づき必要な対応を行うこと。	適 ・ 否	
秘密保持	業務遂行上知り得た労働局に関する情報については、漏洩しないこと	適 ・ 否	
疑義等の協議	本仕様に疑義が生じた場合及び細部について協議すべき事項が生じた場合は、速やかに労働局と協議の上、その指示に従うこと	適 ・ 否	

2　自動車性能の適合性

	小型乗用車（ＳＵＶ型）	労働局審査欄（※１）
車名		
型式		
車両重量		燃費基準値： ㎞/Ｌ
燃費値（JC08）	㎞／Ｌ	
燃費値（WLTC）	㎞／Ｌ	

※１　審査欄は記入しないこと

※以下労働局使用欄のため記入不要

「環境性能（燃費値）に対する得点」＝

$$\left(100 + 40 \times \frac{(\text{提案車の燃費値}) - (\text{燃費基準値})}{\text{燃費基準値}(\quad)}\right) \times 1\text{台} = \square$$

（小数点第１位（第２位四捨五入））

厚生労働省と契約中の事業者の皆様へ

別添

最近の物価高を踏まえ、厚生労働省は、価格交渉に誠実に対応します。まずはお気軽にご相談ください。

価格交渉をすることで不利益を受けることはありません！

1. 最低賃金額の改定や物価上昇に適切に対応することが、政府方針として閣議決定されています。
2. 厚生労働省では、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇を適切に価格転嫁できるよう、契約締結後の価格交渉に応じています。
3. 現在の契約金額では、十分な価格転嫁ができない等、お困りのことがありましたら、各契約担当者までお気軽にご相談ください。

こんな時は、契約に関する通報窓口にご相談ください！

例 1 コストが上昇したため、価格交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

例 2 発注量減少や取引停止が不安で、価格交渉を申し出にくい。

例 3 価格交渉の結果、必要な価格転嫁がなされなかった。

契約に関する通報窓口　お問い合わせ先

担当　〒100-8916　東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室

E-mail　keiyaku-tsuho@mhlw.go.jp

FAX　03-3595-2121

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

契　約　書（案）

１　件　　名　　令和８～１２年度　岐阜労働局業務用自動車賃貸借業務一式
（大垣署・八幡署）

２　履行場所　　支出負担行為担当官が指定する場所

３　契約期間　　契約日から令和１３年３月３１日

４　賃貸借期間　令和９年４月１日から令和１３年３月３１日

５　契約金額　　別表の通り
　取引に係る消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第１項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額とする。

６　契約保証金　　免除

上記契約（以下「業務」という。）について、支出負担行為担当官　岐阜労働局総務部長　西原直人（以下「甲」という。）　と　○○○○○○　（以下「乙」という。）は、別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　岐阜市金竜町５丁目 13 番地
支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長　西原　直人　　㊞

乙

㊞

記

（信義誠実の原則）

第１条　甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行しなければならない。

（契約の目的）

第２条　乙は、別添仕様書に基づき業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（費用負担）

第３条　本契約書に別に定めるものを除き、乙が本契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

（監督）

第４条　甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

（検査）

第５条　乙は各月末及び業務完了後、甲の指定する検査職員に報告し、検査を受けなければならない。

２　甲の指定する検査職員は、契約履行状況について、報告を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。

３　乙は、業務終了時の検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

４　乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

５　検査に必要な費用は、乙の負担とする。

（危険負担）

第６条　天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

（遅滞料）

第７条　甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

２　前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が遅滞料の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき乙に賠償請求することを妨げるものでない。

（納期の無償延期）

第８条　乙は、天災地変その他自己の責に帰し難い事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

２　甲は、前項の場合において、その請求が正当と認めたときは、遅滞料を免除して履行期限の延期を許すことができる。

（契約金額の支払）

第９条　乙は、第５条に規定する検査終了後、支払請求書を作成し、対価の支払いを、「官署支出官　岐阜労働局長」に請求するものとする。なお、消費税相当額を算出する際に生じた１円未満の端数については、切り捨てとする。

２　甲は、乙より適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内にその対価を支払わなければならない。

（支払遅延利息）

第 10 条　甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前条第２項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第 11 条　乙は、甲の承認を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第１条の３に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第２条第３項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第２条第２項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

２　乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

（事情変更）

第12条　甲及び乙は、本契約の締結後、契約期間中に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動、その他事由により契約金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。また、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。

２　前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲及び乙で協議して書面により定めるものとする。

（契約の解除）

第 13 条　甲は、いつでも自己の都合によって、本契約の全部又は一部を解除することができる。

２　甲は、次の各号に該当するときは、本契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第３号から第５号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

（１）　第８条の規定により延期が認められた場合を除き、履行期限に合格品の受渡を終了しないとき。

（２）　乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

（３）　乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

（４）　甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

（５）　第 26 条の規定に違反したとき。

３　甲は、乙について民法第 542 条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

４　甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

５　乙が第２項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

６　第２項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

（損害賠償）

第 14 条　乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

２　乙は、本契約の履行に着手後、前条第１項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から 10 日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

３　甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第 15 条　甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の４第７項若しくは第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（２）　乙又は乙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

（３）　競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申告書に虚偽があったことが判明したとき。

（４）　第３項の規定による報告を行わなかったとき。

２　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第７条の４第７項若しくは第 7 条の７第３項の規定による通知を受けた場合には、速やかに当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

３　乙は、第１項第３号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第 16 条　乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（２）　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（３）　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の４第７項若しくは第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（４）　乙又は乙の代理人が刑法第 96 条の６若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項の規定による刑が確定したとき。

（５）　前条第１項第３号又は第４号のいずれかに該当したとき。

２　乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

３　乙が第１項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

４　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

（属性要件に基づく契約解除）

第 17 条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
（５） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）
第 18 条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
（１） 暴力的な要求行為
（２） 法的な責任を超えた不当な要求行為
（３） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
（４） 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
（５） その他前各号に準ずる行為

（表明確約）
第 19 条　乙は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
２　乙は、前２条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）
第 20 条　乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
２　甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）
第 21 条　甲は、第 13 条第２項、同条第３項、第 17 条、第 18 条、第 20 条第２項、第 24 条及び第 31 条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
２　乙は、甲が第 13 条第２項、同条第３項、第 17 条、第 18 条、第 20 条第２項、第 24 条及び第 31 条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）
第 22 条　乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否

し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

第 23 条　乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

（厚生労働省所管法令違反に係る契約解除）

第 24 条　甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）　乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

（２）　乙が本契約締結以前に甲に提出した、競争参加資格等に係る申告書に虚偽があったことが判明したとき。

（３）　乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第１号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

２　本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

（厚生労働省所管法令違反に係る違約金）

第 25 条　前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

２　乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

３　乙が第１項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

４　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

（秘密の保持）

第 26 条　甲及び乙は、本契約の履行に際し知り得た事実を第三者に漏らし、又は本契約の目的以外に利用してはならない。

（個人情報の取扱い）

第 27 条　乙は、本契約により知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を他に漏らしてはならない。

２　乙は、個人情報の漏えい防止のため、責任者を定め、本契約に係る個人情報の取扱いに従事する者に関して、適切な措置を講じなければならない。

３　乙は、本契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を甲

の承諾なしに、本契約による目的以外のために使用又は第三者に提供してはならない。

4　乙は、本契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を当該契約による目的以外のために甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。作業の必要上甲の承諾を得て複製した場合には、作業終了後、適正な方法で廃棄しなければならない。

5　乙が、本契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約の終了等の後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

6　乙は、個人情報の漏えい等安全確保のうえで問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯、被害状況等について、速やかに甲に連絡し、その詳細を書面にして報告するとともに、甲の指示に基づき、被害の拡大の防止、復旧等のために必要な措置を講じなければならない。

7　甲は、必要と認めるときは、乙に対し個人情報の管理状況について検査を行うことができることとする。

（監査）

第28条　甲は、乙に対して仕様書等に定める情報セキュリティ対策に関する監査を行うことができる。

2　甲は、前項に規定する監査を行うため、甲の指名する者を乙の事業所、工場その他の関係場所に派遣することができる。

3　甲は、第１項に規定する監査の結果、乙の情報セキュリティ対策が厚生労働省の定める基準を満たしていないと認められる場合は、その是正のため必要な措置を講じるよう求めることができる。

4　乙は、前項の規定による甲の求めがあったときは、速やかに、その是正措置を講じなければならない。

5　前各項の規定は、乙の下請負者について準用する。ただし、第３項に規定する甲が行う是正のための求めについては、乙に対し直接行うものとする。

6　乙は、甲が乙の下請負者に対し監査を行うときは、甲の求めに応じ、必要な協力をしなければならない。

（事故等発生時の措置）

第29条　乙は、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生したときは、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。

2　次に掲げる場合において、乙は、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。

（１）　保護すべき情報が保存されたサーバ又はパソコン（以下「サーバ等」という。）に悪意のあるコード（情報システムが提供する機能を妨害するプログラムの総称であり、コンピューターウイルス及びスパイウェア等をいう。以下同じ。）への感染又は不正アクセスが認められた場合

（２）　保護すべき情報が保存されているサーバ等と同一のネットワークに接続されているサーバ等に悪意のあるコードへの感染が認められた場合

3　第１項に規定する事故について、それらの疑い又は事故につながるおそれのある場合は、乙は、適切な措置を講じるとともに、速やかに、その詳細を甲に報告しなければならない。

4　前３項に規定する報告のほか、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生した可能性又は将来発生する懸念について乙の内部又は外部から指摘（報道を含む。）があったときは、乙は、当該可能性又は懸念の真偽を含む把握し得る限りの全ての背景及び事実関係の詳細を速やかに甲に報告しなければならない。

5　前各項に規定する報告を受けた甲による調査については、前条の規定を準用する。

6　乙は、第１項に規定する事故が本契約に与える影響等について調査し、その後の措置について甲と協議しなければならない。

7　第１項に規定する事故が乙の責めに帰すべき事由によるものである場合には、前項に規定する協議の結果、とられる措置に必要な費用は、乙の負担とする。

8　前項の規定は、甲の損害賠償請求権を制限するものではない。

（契約履行後における乙の義務等）

第 30 条　第 28 条及び第 29 条の規定は、契約履行後においても準用する。ただし、当該情報が保護すべき情報でなくなった場合は、この限りでない。

2　甲は、契約履行後における乙に対する保護すべき情報の返却、提出等の指示のほか、業務に支障が生じるおそれがない場合は、乙に保護すべき情報の破棄を求めることができる。

3　乙は、前項の求めがあった場合において、保護すべき情報を引き続き保有する必要があるときは、その理由を添えて甲に協議を求めることができる。

（納品物が契約の内容に適合しない場合の措置）

第 31 条　甲は、第５条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から１年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第２号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第１号の履行を催告することを要しないものとする。

（１）　甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引き渡しを行うこと

（２）　直ちに代金の減額を行うこと

2　甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3　乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合には、第１項の通知期間を経過した後においてもなお前２項を適用するものとする。

（労働関係法令の遵守）

第 32 条　乙又は下請負人は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守すること。なお、契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該委託事務の履行の確保に支障が生ずることがないよう十分配慮すること。

（再委託）

第 33 条　乙は、業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

２　乙は、再委託する場合には、様式１により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が 50 万円未満の場合は、この限りでない。

３　乙は、業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

４　乙は、業務の一部を再委託するときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

（再委託先の変更）

第 34 条　乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第２項ただし書に該当する場合を除き、様式２の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（履行体制）

第 35 条　乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式３の履行体制図を甲に提出しなければならない。

２　乙は、様式３の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式４により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。

（１）　受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合

（２）　事業参加者の住所の変更のみの場合

（３）　契約金額の変更のみの場合

３　前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

（紛争または疑義の解決方法）

第 36 条　本契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

２　本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については、岐阜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（存続条項）

第 37 条　　本契約の効力が消滅した場合であっても、第 10 条、第 13 条第２項、第 14 条、第 16 条、第 19 条、第 21 条、第 25 条、第 26 条、第 31 条、第 36 条及び本条はなお有効に存続するものとする。

契約書様式１

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長　殿

名称
代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

１．委託する相手方の商号又は名称及び住所

２．委託する相手方の業務の範囲

３．委託を行う合理的理由

４．委託する相手方が、委託される業務を履行する能力

５．契約金額

６．その他必要と認められる事項

契約書様式２

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長　殿

名称
代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

１．変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所

２．変更後の事業者の業務の範囲

３．変更する理由

４．変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力

５．契約金額

６．その他必要と認められる事項

契約書様式３

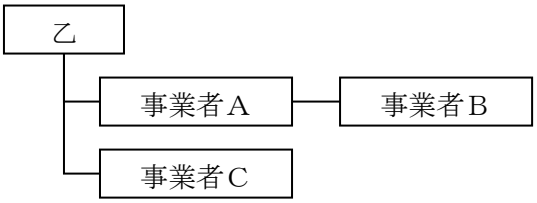
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

・各事業参加者の事業名及び住所
・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
・各事業参加者の行う業務の範囲
・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
Ａ	東京都○○区・・・	円	
Ｂ			



契約書様式４

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長　殿

名称
代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第３５条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

１．契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）

２．変更の内容

３．変更後の体制図

（別表）

	令和9年度					
	月額（税込）	×	台数	×	月数	合計
年間金額 （小型貨物車）	円	×	1 台	×	12 月	＝ 円
年間金額 （小型乗用車）	円	×	1 台	×	12 月	＝ 円
						円

	令和10年度					
	月額（税込）	×	台数	×	月数	合計
年間金額 （小型貨物車）	円	×	1 台	×	12 月	＝ 円
年間金額 （小型乗用車）	- 円	×	1 台	×	12 月	＝ 円
						円

	令和11年度					
	月額（税込）	×	台数	×	月数	合計
年間金額 （小型貨物車）	円	×	1 台	×	12 月	＝ 円
年間金額 （小型乗用車）	- 円	×	1 台	×	12 月	＝ 円
						円

	令和12年度					
	月額（税込）	×	台数	×	月数	合計
年間金額 （小型貨物車）	- 円	×	1 台	×	12 月	＝ 円
年間金額 （小型乗用車）	- 円	×	1 台	×	12 月	＝ 円
						円

	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	総合計（税込）
	円 ＋	円 ＋	円 ＋	円 ＝	円

令和８～１２年度
岐阜労働局業務用自動車賃貸借
業務一式（大垣署・八幡署）
仕様書

令和８年１１月
岐阜労働局

１　件名

令和８～１２年度　岐阜労働局業務用自動車賃貸借業務一式（大垣署・八幡署）

２　業務概要

岐阜労働局（以下「労働局」という。）において、業務を実施するために必要となる自動車の賃貸借を行う。

３　契約期間

契約期間は、契約日から令和１３年３月３１日までとする。

４　賃貸借期間

賃貸借期間は、令和９年４月１日（予定）から令和１３年３月３１日までの４８月とする。

５　調達内容

（１）自動車の仕様

【別紙１】に掲げる基準を満たす新車であること。

（２）賃貸借台数

２台（各１台）

小型貨物車　：２ＷＤ（５人乗り）スタッドレスタイヤあり（大垣労働基準監督署）

小型乗用車（ＳＵＶ型 ）：２ＷＤ（５人乗り）スタッドレスタイヤあり（岐阜八幡労働基準監督署）

（３）納車場所

【別紙２】のとおり。

（４）自動車保険の加入

ア　保険の種類

自動車保険（フリート契約）

フリート申請日：2020 年 11 月２日

機構コード：398916

イ　補償内容

（ア）対人賠償保険（１名につき）：無制限（免責なし）

（イ）対物賠償保険（１件につき）：無制限（免責なし）

（ウ）車両保険（一般型）：リース車両を補償できる額（免責なし）

（エ）人身傷害保険（搭乗中のみ）：１名につき 3,000 万円以上

ウ　特約その他

（ア）対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。

（イ）運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること。

（ウ）弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること。
（エ）年齢制限なし、運転者を職員（公務中のみ）に限定する。
（オ）仕様書記載以外の自動付帯特約を不担保とすることは不可である。
（カ）保険を使用しない場合における示談交渉等の専門情報の提供及び助言並びに事故受付対応を行うこと。
（キ）加害事故のほか、自損及び被害事故についても受託者と協議し決定した様式により速やかに事故報告書を作成し、事故当事者が所属する労働局に提出すること。

（５）労働局における自動車の状況

各労働局における自動車の年間走行距離は【別紙２】のとおり、事故の状況は【別紙３】のとおりである。

６　業務内容

（１）納車計画等

契約締結後、速やかに事業所・整備工場等一覧表【別紙４】を作成し、労働局に納入される車両の安全な運行を確保するために必要な体制（整備工場等）を構築すること。

なお、事業所は、労働局との連絡調整を行う担当者の所属する支社等を想定しているが、労働局との連絡調整を行うことができるのであれば、支社ではなく本社や、整備工場が労働局との連絡調整も担うことも必要な体制が構築されていると判断する。

（２）納車の対応

賃貸借の開始日までに車両登録の手続きを行うとともに、賃貸借の開始日から７日以内（４月１日賃貸借開始の場合は４月７日）に、労働局職員と納車日等について調整を行い、指定の場所に納車すること。

また、納車時に引渡書（受託者所定の様式で可。）を労働局職員へ提出し、車両の点検を受けること。

なお、開始日から７日以内の納車が難しい場合は、労働局職員と調整の上、受託者の費用負担により納車までの期間、代車対応（レンタカー等を含む）を行うこと。

（３）継続検査及び定期点検時の対応

労働局職員から継続検査、法定 12 か月点検及び６か月安全点検の実施に係る連絡があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、適時適切に必要な点検等を行うとともに、必要に応じて、以下の消耗品の交換等を実施すること。

ア　一般消耗品部品交換（ワイパーゴム、プラグ等、パンク修理含む）
イ　エンジンオイル交換（年２回、６か月安全点検ごと）
ウ　オイルエレメント交換（年１回）
エ　エアフィルター交換（年１回）

オ　バッテリー交換・補充（必要回数）
カ　タイヤ交換（必要本数）

なお、継続検査及び定期点検時以外の場合においても、労働局職員から通常使用による消耗部品の交換等の依頼があったときは、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うこと。

また､検査終了後に検査証(受託者所定の様式で可｡)を労働局職員へ提出し、車両の点検を受けること。

（４）車両故障・不具合発生時の対応

労働局職員から、車両の故障や不具合に係る連絡があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うこと。

（５）２ＷＤ車（スタッドレスタイヤあり）に係る対応

労働局職員から２ＷＤ車(スタッドレスタイヤあり)に係るタイヤの交換(シーズンごとのタイヤの履き替え）依頼があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うとともに、バッテリーのチェックや関連部分の点検も併せて実施すること。

（６）事故の処理に係る対応

事故が発生した場合には、以下のとおり対応すること。

ア　事故の受付及び対応

（ア）事故発生時において、事故処理専門要員による事故受付を行い、事故対応の指示等をすること

（イ）事故の内容によっては必要に応じて現場確認を行うこと

イ　事故処理及び報告

事故処理状況については、労働局へ随時報告を行い、労働局が求めた場合は、事故内容及び進捗状況ついて迅速に回答できるようにすること。

ウ　示談書等の作成

事故の相手方との示談については、あらかじめ労働局総務部総務課と調整の上、交渉を進めるものとし、示談書・免責証書を作成する場合においては、その内容を報告し了解を得ること。また、示談書の様式は必ず当事者の双方が記名押印できるものとする。

エ　損害資料及び示談書の提出

労働局が求めるときは、下記資料、書類等を提出すること。

（ア）損害調査報告書（損害査定額の他、相手方の損害明細、損害状況が確認できる写真等の提出含む）

（イ）関係書類（車検証、交通事故証明書、治療証明書、修理見積書、請求書、委任状、車両保有の申立書等）

（ウ）過失割合に関する意見書（根拠となる判例等の提示を含む）

（エ）損害賠償金精算明細書及び損害賠償内容説明書（根拠となる判例等の提示を含む）

（オ）加害事故に係る相手との交渉経過

オ　その他

（ア）本仕様書に定めるもの以外の担保、補償及びサービスの範囲を縮小する等の特約を付帯することはできない。

（イ）本仕様書に定めのない事項は、自動車総合保険普通保険約款に準じる各保険会社約款（※）によるものとする。

※ 対人・対物の示談交渉サービス付きの条件を満たす内容であれば約款名称は問わない。

（７）事故・点検修理時の代車に係る対応

上記（３）から（５）及び事故等による車の点検修理が完了するまでに時間を要することが見込まれる場合には、労働局職員と調整の上、受託者の負担において、あらかじめ賃貸借車両と同等程度の車両を代車として用意すること。

（８）その他

車両の運用等を行うに当たっては、労働局の業務等に支障が生じないよう、労働局職員と十分に調整すること。

７　業務実施体制

（１）実施体制

本業務の実施に当たっては、統括管理者を１名おくこと。統括管理者は、本業務全体を統括し、必要な意思決定を行い、他の事業所の業務を把握し、進捗管理、他の事業所への指導等を行うこと。また、労働局との連絡調整等を担当すること。

（２）管理体制

本業務の「作業計画書」【別紙５】を作成し、労働局に提出すること。提出後、「作業計画書」に変更が生じた場合には、速やかに変更後の「変更作業計画書」を提出すること。

（３）定例会議

作業の進捗状況等を報告するため、労働局の担当職員との会議を定期的に行うこと。また、当該会議の開催を、上記（２）の「作業計画書」に記載すること。

８　検査

（１）仕様書に則って、納入成果物（作業報告書【別紙５】）を提出すること。その際、労働局の指示により、全数検査又はサンプル検査を行い、品質保証を客観的に証明する資料（引渡書、検査証明、事故報告書等）を、納入成果物と併せて提出すること。

（２）検査の結果、納入成果物の全部又は一部に不合格品が生じた場合、受託者は直ちに当該納入成果物を引き取り、必要な修復を行った後、指定した日時までに、修正が反映された成果物をすべて納品すること。

９　問題発生時の連絡体制

　情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、労働局担当者にその問題の内容について報告すること。

１０　　再委託に関する事項

（１）契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

（２）委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。

（３）委託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を労働局に申請し、承認を受けること。

（４）委託契約金額に占める再委託契約金額の割合は、２分の１未満とすること。

（５）再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

１１　その他

（１）自動車の維持に係る費用【別紙６】については、リース代金にすべて含めること。

（２）納車された車両については、他の労働基準監督署及び公共職業安定所等に配備換えを行う可能性があるが、受託者は、配備換え後においても、本仕様書に基づき必要な対応を行うこと。

（３）業務遂行上知り得た労働局に関する情報については、漏洩しないこと。

（４）本仕様に疑義が生じた場合及び細部について協議すべき事項が生じた場合は、速やかに労働局と協議の上、その指示に従うこと。

１２　担当者連絡先

〒500-8723
岐阜県岐阜市金竜町５丁目 13 番地　岐阜合同庁舎３階
岐阜労働局-総務部総務課会計第一係　奥村
電話番号：058-245-8101　内線 122

令和8～１2年度　岐阜労働局業務用自動車賃貸借業務一式（大垣署・八幡署）　仕様書

		小型貨物車①	小型乗用車（SUVタイプ）②
原　動　機		ハイブリッド車	
駆 動 方 式		ＦＦ	
スタッドレスタイヤ装着の有無		有	
台　数		1台	1台
総 排 気 量		1,100cc～1,500cc	
車 両 重 量		1,000～1,300kg	
全　長		4,700mm以内	
全　幅		1,700mm以内	
全　高		1,650mm以内	
荷　室		分割可倒式リアシート	
乗 車 定 員		2/5名	5名
ボディタイプ		ハッチバック	
トランスミッション		４速オートマチック以上又はCVT(無段変速オートマチック)、もしくは電気式無段変速機	
使 用 燃 料		無鉛レギュラーガソリン	
車 体 の 色		シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの	
環境性能	排ガス性能	平成30年排出ガス規制50%低減レベル以上適合車	
	燃費性能	2030年度燃費基準達成車	
装備	エアバックシステム	運転席及び助手席	
	アンチロックブレーキ	全車に装備	
	ETC車載器	ETC2.0　ナビ連動　ビルトインタイプ（セットアップ作業の実施を含む）	
	空調	オート又はマニュアルエアコン	
	カーナビゲーション	ディスプレイ７型以上、セットアップ作業を実施を含む　ＴＶ機能無し	
	AM／FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可	
	モニター	バックモニター及びソナー機能（前後）又は全方位モニター	
	ドライブレコーダー	撮影範囲１１７度以上、フルＨＤ　ＨＤＲ機能　走行中は常時録画できること	
	パワーウインドウ	最低でも運転席側に装備していること	
	キーレスエントリー	スマートキーでなくても可	
	フロアマット	前席、後席分（ゴム製でないもの）	
	ガラス	リヤドア・バックドア（リヤクォーター含む）がプライバシーガラスであること。プライバシーガラスがない場合は、透過率が同程度のカーフィルムを貼ること（施工含む）	
	リヤワイパー	リバース連動機能付き	
	付属品等	サイドバイザー、スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具	
冬期	寒冷地仕様	無	有
	スタッドレスタイヤ装着	夏タイヤの他にホイール装着済のスタッドレスタイヤを４本用意すること。 シーズン毎の交換及びシーズンオフの保管については受注業者で行うこと。	
安 全 装 備		安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること	

【別紙２】

令和8～１2年度　岐阜労働局業務用自動車賃貸借業務一式（大垣署・八幡署）　「納車場所一覧」

通番	官署名	納車住所	年間走行距離（令和７年実績※）
			距離（年・㎞）
1	大垣労働基準監督署	大垣市藤江町１－１－１	2,780
2	岐阜八幡労働基準監督署	郡上市八幡町有坂１２０９－２	7,492

※令和7年（１月～１２月）におけるリース対象予定官用車の走行距離実績

【別紙３】

令和7年度　岐阜労働局官用車事故状況

通番	発生年月日	車両区分	事故区分	修理状況（修理金額）
1	R7.4.16	リース車	物損	車両右後方損傷（保険対応）
2	R7.4.28	リース車	物損	後部バンパー損傷（保険対応）
3	R7.5.27	官用車（リース以外）	物損	左後方バックランプ損傷（30,360円）
4	R7.7.22	官用車（リース以外）	物損	タイヤパンク、フロントバンパー及びフロントフェンダーライナーの変形、フロントサスペンションフロアアームの損傷（171,567円）
5	R7.8.18	官用車（リース以外）	物損	ランプ及びバンパー損傷（171,512円）
6	R7.9.9	官用車（リース以外）	物損	右側サイドミラー損傷（3,377円）
7	R8.2.13	官用車（リース以外）	物損	左後方ドアパネル等損傷（161,887円）

※令和7年度における岐阜労働局保有の官用車（全４５台）の事故発生件数

【別紙４】

令和8～１2年度　岐阜労働局業務用自動車賃貸借業務一式（大垣署・八幡署）　「事業所・整備工場一覧表」

通番	官署名	納車住所	事業所				整備工場			
			名称	担当者	所在地	電話番号	名称	担当者	所在地	電話番号
1	大垣労働基準監督署	大垣市藤江町１－１－１	○○支店	○○	○○県○○市○○		○○会社	○○	○○県○○市○○	
2	岐阜八幡労働基準監督署	郡上市八幡町有坂１２０９－２								

【別紙５】

令和８～１２年度　岐阜労働局業務用自動車賃貸借業務一式（大垣署・八幡署）　「作業計画書及び報告書」

都度列を追加する

通番	官署名	社名	車名	車両ナンバー	登録番号	登録年月日	納車日	安全点検日	法定点検日	継続検査	備考
1	大垣労働基準監督署										○年○月○日車両故障対応内容は別紙○のとおり
2	岐阜八幡労働基準監督署										

事故対応等を行った場合は備考欄にその旨記載するとともに事故報告書を別紙とすること。

※予定はセルを黄色に色付けすること　※必要事項が記載されていれば、任意様式でも可

労働局との定例会議

	開催日	議題	備考
R８			
R９			
R１０			
R１１			
R１２			

【別紙６】

令和8～１２年度　岐阜労働局業務用自動車賃貸借業務一式（大垣署・八幡署）

「自動車維持に係る費用」

○　リース代金に含める項目

車両費用	車両代金	
	登録諸費用	車庫証明、納車費用含む
	環境性能割	
	自動車税	契約期間中対応
	自動車重量税	契約期間中対応
自動車損害賠償責任保険料		契約期間中対応
任意保険料	対人賠償保険	無制限（免責なし）
	対物賠償保険	無制限（免責なし）
	人身傷害保険	1名につき3,000万円以上
	車両保険	リース車両を補償できる額（一般型）（免責なし）
	特約その他	①　対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。
		②　運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること。
		③　弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること。
		④　リースカー車両費用特約付きであること。
		⑤　リースカー車両費用に関する修理費優先払い特約付きであること。
		⑥　年齢制限なし、運転者を職員（公務中のみ）に限定すること。
メンテナンスサービス	整備工場	納車場所からおおむね５㎞以内の場所にあること
	継続車検整備	納車・引き取りについては、労働局職員と協議する
	１２か月点検	納車・引き取りについては、労働局職員と協議する
	６か月点検	納車・引き取りについては、労働局職員と協議する
	事故修理	納車・引き取りについては、労働局職員と協議する
	一般修理・故障修理	納車・引き取りについては、労働局職員と協議する
	一般消耗品部品交換	パンク修理含む
	エンジンオイル交換	必要回数
	オイルエレメント交換	必要回数
	エアフィルター交換	必要回数
	バッテリー交換・補充	必要回数
	タイヤ交換	シーズン交換・必要本数・保管料
	事故・点検修理等時の代車	労働局職員と調整の上、法定整備及び故障整備の際に対応